

件名	愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例
主管課	スマート行政推進課
根拠法令等	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年12月13日法律第151号）
<p><b>【改正の概要】</b></p> <p>1 改正理由</p> <p>他の条例等において申請等に際して添付することが規定されている登記事項証明書等について、県の機関等が当該登記事項証明書等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には添付することを要しないこととするため。</p> <p>2 改正内容</p> <p>添付書面等の省略に係る条文を第8条として追加する。</p> <p>（添付書面等の省略）</p> <p>第8条 申請等をする者に係る登記事項証明書その他の規則等で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第16項に規定する法人番号をいう。）の県の機関等への提供その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、電子情報処理組織を使用して当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。</p>	
施行日	令和9年3月31日までの間において規則で定める日
<p><b>【その他参考事項】</b></p>	